

## 地震・防災研究課の事業における観測データ等の公開のあり方について

平成 29 年 5 月  
地震・防災研究課

### 1. 背景

- ・ 地震調査研究推進本部（以下、「地震本部」という。）の下に設置される政策委員会及び同委員会の下に設置される総合部会の合同会議が平成 29 年 3 月 13 日に開催された。
- ・ 同会議において、地震本部 HP に開設されている『データ公開ポータルサイト』の運用指針骨子案（以下、「骨子案」という。）について議題とされた。事務局案でおおむね了解が得られ、この方向に沿って更なる検討を進めることが決定された。
- ・ 骨子案には、データの流通、公開を進める観点から、文部科学省が所有するデータについて、以下のように記載されており、平成 29 年度以降、地震・防災研究課が実施する事業については、この方針に沿って適切に運用される必要がある。

#### <骨子案抜粋>

- 文部科学省が所有するデータは、委託事業等の成果が中心となることから、29 年度以降に公募を実施する委託契約等において適切な規程を設けて事業の受託機関から公開に必要なデータが提供されるなどし、当該データをデータ公開ポータルサイトを通じて公開するものとする。

### 2. 対応方針

骨子案や今までの地震本部での議論等を踏まえ、地震・防災研究課が実施する事業について、以下のような対応方針で運用することとする。

#### ①平成 29 年度に公募を行う事業

- ・ 当該事業で実施した調査観測のデータやそれを用いた解析については、成果報告書に、筆者の解釈を加えた図表と解釈を加える前のデータ(元データ)を必ず記載する。
- ・ 上記の元データについて、量が膨大で成果報告書に記載することが困難な場合には、受託機関が当該データをインターネット上に公開するとともに、成果報告書にその URL 等を記載して、成果報告書の読者がその元データを参照できる形とすること。なお、他機関で運営している当該分野のデータベースなど、当該機関が行う以外に適切な公開先がある場合には、文部科学省の了承を得た上で、当該データベース等での公開をもって代えることができる。
- ・ 上記のような方法でのインターネット上の公開が困難な場合には、成果報告書に問い合わせ先を記載の上、問い合わせがあった際には必ずその元データを公開できる体制を整備する。
- ・ なお、公開すべきデータについて、以下に示す理由により非公開を希望する場合には、3 年間を上限として非公開とすることができる。ただし、その場合には、公開できる状態になった際や 3 年を経過したのちに、速やかに公開することとする。

【非公開とできる事由】

- ✓ 当該データを用いた論文投稿や学会発表等を検討中であり、データを公開することで論文投稿に支障が生じる場合
- ✓ 特許申請中であり、データを公開することで特許申請に支障が生じる場合
- ✓ 民間企業から入手したデータが含まれており、データを公開することで当該企業が不利益を被る場合

<骨子案抜粋>

- 論文化や特許申請等を理由として、データを直ちに公開することが適当でないと考えられる場合には、一定の時間をおいてからの公開も認めるものとする。その場合でも、公開を控える理由がなくなった場合には、速やかに公開するものとする。
  - ・ 以上のような対応が適切に行われるよう、公募要領又はそれに添付される補足説明資料等に必要な記載を行う。

②平成 28 年度までに公募が実施された事業

- ・ ①の趣旨を鑑み、可能な範囲で同様の取組を実施する。

## データ公開ポータルサイト運用指針（ガイドライン） 骨子案

平成 29 年 3 月

地震調査研究推進本部事務局

## （基本的考え方）

- 地震本部は、地震に関する調査研究成果の利活用およびデータ公開流通を進めるための取り組みの一環として、データ公開ポータルサイトを整備するものとする。データ公開ポータルサイトは、地震予知研究総合振興会の協力を得て、地震本部事務局が中心となってその充実に努める。

## （地震本部の役割）

- データ公開ポータルサイトの整備を進めるために、地震本部政策委員会等は、毎年度実施する予算ヒアリングの機会等を通じて、関係各機関に対して、保有するデータを利用しやすい形で公開するよう促すとともにデータ公開の取り組み状況を聴取するものとする。また、ポータルサイト全体の整備状況を確認し、必要に応じて内容を見直すこととする。

## （関係機関における整備の進め方）

- データはその所有者（関係各機関）が責任を持っていること、データの更新や追加は所有者が行うことが適切かつ効率的であることから、データ公開ポータルサイトに速やかにリンクを追加することで充実を図るものとする。この場合、データ利用にあたっては所有者のデータポリシーに従うことが適当である。

## （文部科学省における整備の進め方）

- 文部科学省が所有するデータは、委託事業等の成果が中心となることから、29 年度以降に公募を実施する委託契約等において適切な規程を設けて事業の受託機関から公開に必要なデータが提供されるよう努めるなどし、当該データをデータ公開ポータルサイトを通じて公開するものとする。

## （データ公開時期）

- 論文化や特許申請等を理由として、データを直ちに公開することが適当でないと考えられる場合には、一定の時間をおいてからの公開も認めるものとする。その場合でも、公開を控える理由がなくなった場合には、速やかに公開するものとする。

## （公開対象とするデータ）

- 公開（維持管理）するデータは、原則全てのデータを対象とするべきであるが、利用ニーズや維持コスト等を考慮して限定することを妨げない。

## （データベースの検討）

- データ公開ポータルサイトの整備運用状況について毎年確認と見直しを行う中で、新たなデータベースの整備の必要性について検討を進める。

非公開とする観測データ等について (承認申請)

日 付

文部科学省研究開発局  
地震・防災研究課長 殿

(受託者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

平成 年 月 日付  
平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」

このことについて、「〇〇〇〇〇〇〇〇公募要領」及び「地震・防災研究課の事業における観測データ等の公開のあり方について (平成29年5月地震・防災研究課)」に基づき、非公開とする観測データ等の内容等について、下記のとおり申請します。

記

1. 非公開とする観測データ等  
別紙のとおり。
2. 非公開とする期間  
平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日

(※民間企業から入手したデータが含まれており、データを公開することで当該企業が不利益を被る場合の非公開とする期間は、当該企業は公開を許諾しない限り、永久非公開。)

3. 非公開とする理由  
 当該データを用いた論文投稿や学会発表等を検討中であり、データを公開することで論文投稿に支障が生じる場合  
 特許申請中であり、データを公開することで特許申請に支障が生じる場合

民間企業から入手したデータが含まれており、データを公開することで当該企業が不利益を被る場合

4. 非公開とする理由の詳細

- (注1) 本申請書についての相談及び提出は、委託事業の研究代表者等が文部科学省研究開発局地震・防災研究課において当該事業を担当する職員対して行い、受託者の経理担当者や事務担当者等が文部科学省研究開発局地震・防災研究課経理担当者に照会し、事務的に処理しないこと。
- (注2) 「3. 非公開とする理由」については、該当する箇所を☑すること。
- (注3) 「3. 非公開とする理由」の「民間企業から入手したデータが含まれており、データを公開することで当該企業が不利益を被る場合」をもって非公開とすることができる場合は、当該企業のデータに係る部分のみであり、この理由をもって当該企業のデータに関わらない部分を非公開とすることはできない。
- (注4) 補助事業の場合は、「受託者」を「補助事業者」に、「平成〇〇年度〇〇〇〇委託事業「(委託業務題目)」」を「平成〇〇年度〇〇〇〇補助金「(補助事業題目)」」に読み替えるものとする。